

国立情報学研究所学術機関リポジトリデータベース運用細則

〔平成26年5月22日〕
制 定

改正 平成31年 4月25日

（目的）

第1条 この細則は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）学術機関リポジトリデータベース運用規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、規程第2条に規定する「メタデータ」の「提供等」の「運用」を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（提供等の条件）

第2条 研究所は、規程第5条に規定する「提供機関」に対して、次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、提供等を行うものとする。

- 1 研究所が指定するプロトコル及びメタデータフォーマットに準拠している提供機関。

（提供の申請）

第3条 規程第4条に規定する「提供」の申請・変更・中止の届出は、利用する機関の長又は利用する部門の長が行うものとする。

- 2 前項の届出を行うには、別記様式第1号の申請書を所長に提出するものとする。

（連絡担当者）

第4条 研究所は、提供機関が選定した連絡担当者と連絡をとることができる。

- 2 研究所は、第1項により提供機関から提供された個人情報について、守秘義務管理を徹底し、その情報が第三者に漏えいすることのないよう万全を期すものとする。

（メタデータの取り扱い）

第5条 研究所は、サービス向上又は円滑な運用の実施のため、メタデータの修正等の必要な措置を提供機関に要請することができる。

- 2 前項に基づいて要請したにも関わらず、適切な対応が行われない場合は、研究所は該当するメタデータを削除又は変更することができる。

（提供等の中止）

第6条 研究所は、第3条第1項に規定する提供の中止の届出を受けた場合に、メタデータの提供等の中止及び既に提供したメタデータの削除を行うものとする。

（運用の終了）

第7条 研究所は、理由のいかんにかかわらず運用を終了することができる。この場合、研究所は、提供機関に対し、運用の終了を予定する6か月前までに終了の旨を通知するものとする。

附 則

この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月25日から施行する。

平成 年 月 日

国立情報学研究所長 殿

[機関名]
[機関リポジトリ運営責任者役職]
[機関リポジトリ運営責任者名][公印省略]

学術機関リポジトリデータベースへのデータ提供申請書

学術機関リポジトリデータベースへのデータ提供について、『国立情報学研究所学術機関リポジトリデータベース運用規程』を遵守し、以下のとおり申請します。その際、学術機関リポジトリデータベースへ提供したデータが、CiNii等の情報サービスへ提供されることも了承します。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 取消
------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

【機関リポジトリ運用機関情報】

機関番号	
機関名称（日）	
機関名称（英）	
機関設置種別	<input type="checkbox"/> 国立大学 <input type="checkbox"/> 公立大学 <input type="checkbox"/> 私立大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 大学共同利用機関 <input type="checkbox"/> その他
郵便番号	
住所	

【機関リポジトリ情報】

機関リポジトリ名称（日）			
機関リポジトリ名称（英）			
機関リポジトリ URL（日）			
機関リポジトリ URL（英）			
使用ソフトウェア		公開日	

【データ提供情報】

データ提供種別	<input type="checkbox"/> OAI-PMH	<input type="checkbox"/> ResourceSync
メタデータ Prefix	<input type="checkbox"/> JPCOAR スキーマ	<input type="checkbox"/> junii2
ハーベスト BaseURL		
SetSpec		

【連絡担当者情報】

所属		職名	
氏名		電話番号	
E-mail アドレス			
共同リポジトリ運用機関名			

【通信欄】

--